

プライバシーマーク現地調査の費用に関する規程

公益社団法人全国学習塾協会

(趣旨)

第1条 この規程は、プライバシーマーク付与認定審査手続規程第16条第2項に基づき、現地調査の費用(以下、「現地調査費」という。)について定めることを目的とする。

(現地調査費用)

第2条 プライバシーマーク事業部長(以下「部長」という。)は、申請事業者に対して現地調査費として、公益社団法人全国学習塾協会(以下「協会」という。)の旅費規程に基づき、交通費及び宿泊費ならびに審査員日当を請求することができるものとする。

ただし、1泊あたりの宿泊費ならびに審査員日当は協会旅費規程における理事の基準額に準ずるものとし、宿泊費は原則として以下のいずれかの場合に請求する。

- イ. 指定機関の所在地を基点として、審査対象地が140キロメートル以上にある場合
- ロ. 指定機関の所在地を基点として、移動時間及び審査時間の合計が10時間を超える場合
- ハ. その他、上記イ、ロに準じると部長が判断した場合

(請求及び振込)

第3条 現地調査費は、現地調査終了後に請求するものとする。

2 現地調査を受けた事業者は、速やかに指定機関の指定する金融機関に現地調査費を振り込むものとする。ただし、振込費用は、申請事業者の負担とする。

3 請求に当たって指定機関は、交通費及び宿泊費に関する領収書、ないし、その写しを添付しないものとする。

(審査の中止)

第4条 指定機関は、現地調査費の振込のない間、審査を中止することができるものとする。

(規程の公表)

第5条 本規程は、協会のウェブサイト上で公表する。

(改定)

第6条 本規程の改定の起案はプライバシーマーク審査委員会において行い、**総務部**を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

第1条 この規程は、平成20年9月21日から施行する。